

# REPORT

## 米国特許商標庁によるPPH申請手数料の廃止

2010年5月24日

5月20日、米国特許商標庁(USPTO)は、特許審査ハイウェイ(PPH)プログラムに参加する際の申請手数料を廃止すると発表しました。今まで、USPTOでは、PPHプログラムへの参加には、米国特許出願のそれぞれの申請に対して130ドルの手数を義務付けていました。この手数料の廃止により、USPTOは、更に多くの出願人に対して、種々のPPHプログラムを活用するように勧めています。

現在、USPTOは、オーストラリア、カナダ、デンマーク、フィンランド、ドイツ、日本、韓国、シンガポール、イギリスのそれぞれの特許庁、および欧州特許庁とPPHプログラムを実施しています。また、2010年1月、米国特許庁、日本特許庁、欧州特許庁間では、PCT出願についてのPPHプログラムを開始しました。それぞれのPPHプログラムにおいて、最初に出願を提出した特許庁から、少なくとも1つの請求項が特許可能であると示す書類を受理した場合、二番目に出願を提出した特許庁において対応請求項を含む対応出願の審査を早めることができます。

平均して、USPTOは、PPHでない出願に比べて、PPH出願審査は、かなりの時間短縮になるとしています。また、各々の出願に対してUSPTOが特許査定を出す平均割合が、PPHでない出願に比べて高いとします。米国請求項を特許査定が出た外国請求項と一致させる必要が、請求項の範囲に関して禁反言となる可能性を起こすというものの、特許庁に納付する手数料を廃止することにより、PPH出願提出の費用を実質的に削減することになります。

PPHプログラムに関する追加情報をご希望の場合、もしくは特許出願の審査迅速化の他の方法についてのご質問等ございましたら、ご遠慮なくお問い合わせください。

\* \* \* \* \*

*Oliff & Berridge, PLC*は、米国バージニア州アレキサンドリア市を拠点とする知的財産法律事務所です。当事務所は、特許、著作権、商標、独占禁止法、訴訟を専門としており、世界で幅広く活躍する大企業から小規模の個人経営会社、大学、個人事業家を含む、多くの幅広い国内外のクライアントの代理人を務めています。

このスペシャル・レポートは、今日重要性の高い法的論点に関する情報を提供することを意図とするものであり、法的アドバイスを提供するものでもなければ、*Oliff & Berridge, PLC*の法的見解を構成するものでもありません。このスペシャル・レポートの読者が、この中に含まれる情報に基づいて、行動を起こす場合には、専門弁護士にご相談ください。

詳しくは、Tel(703) 836-6400、Fax(703) 836-2787、[email@oliff.com](mailto:email@oliff.com)、または277 South Washington Street, Suite 500, Alexandria, Virginia 22314, USAまでお問い合わせください。当事務所に関する情報は、ウェブサイト[www.oliff.com](http://www.oliff.com)においてもご覧いただけます。